

(案)

東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模国際イベントにおける
サイバーセキュリティの確保に向けた取組の今後の活用方策に関する有識者会
議の運営について

〔 令 和 3 年 ※ 月 ※ 日 〕
東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模国際イベントにおける
サイバーセキュリティの確保に向けた取組の今後の活用方策に関する有識者会議座長決定案

東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模国際イベントにおけるサイバーセキュリティの確保に向けた取組の今後の活用方策に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1 議事の公開について

有識者会議は非公開とし、議事概要は、原則として、当該会合終了後公開する。ただし、有識者会議座長が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないものとすることができる。

2 配布資料の公開について

有識者会議で配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公開する。ただし、有識者会議座長が必要と認めるとき、又は資料の提出者の同意が得られない場合には、その旨を明示した上で非公開とすることができる。